

地方支分部局について

～特に地方振興局のあり方について～

論点

- ・ 国、県を通じて、二重行政、三重行政に繋がる地方支分部局のあり方を抜本的に見直し、住民福祉の向上と行政の効率化の面から市町村が自己決定・自己責任の原則の下に地域の多様な価値観や地域の個性に根ざした施策を展開できるようにするべきである。
- ・ 不要な地方支分部局は、市町村の自立を阻害するのみならず、二重行政、三重行政による行政のトータルコストの観点からも看過できず、住民に過大なコスト負担を強いていると言わざるを得ない。住民に分かり易い簡素で効率的な行政、最小の経費で最大の効果を上げる行政組織体の体系を構築するべきである。
- ・ 本県においては、旧合併特例法により59市町村が35市町村に再編されており、更なる合併を推進することとしているが、市町村合併の推進と地方振興局のあり方、存在が果たして、地方分権推進の観点において、同じ方向性を持っているのか、改めて検証する必要がある。
- ・ 市町村合併の推進により、県庁全体の事務量が大幅に減っていると思われるが、それに伴う県庁職員の削減効果の実績を明らかにされたい。

宮古市と宮古地方振興局等県出先機関との事務の現状

事務の現状について、庁内で調査を行ったので、その一例を示したい。

- 市にとって不要と思われる事務
 - ・ 予算、条例の制定改廃についての報告
活用の仕方が不明で、事務の負担でもあることから、簡素化の面から廃止するべき。
 - ・ 交通指導員設置事業補助金関係
事務的処理のため本庁の直接対応で支障がない。
 - ・ 献血推進事業関係
事務的処理のため本庁の直接対応で支障がない。
- 市にとって必要と思われる事務
 - ・ 水産振興事務
水産業普及指導員などの専門技術者が配置されているため、漁業者、漁業関係団体の指導には有効である。
 - ・ 道路整備事務
道路整備推進のために地域の实情に詳しい部署の設置は有効。また、非常時の迅速な対応等施設管理のためにも有効。

事務の現状を踏まえての考え方

地方振興局で行っている個別の事務が地方分権推進に適うものであるか否かについては、本推進会議で、検討部会が設置されたことから、県と市町村との役割分担のあり方の検討のなかで、徹底的に論議がなされることを期待したい。

宮古市における現状は、産業分野など専門性の高い職員が配置されていることなどから、振興局を必要とする分野はあるものの、単なる進達事務や振興局の関与の必要性が感じられない事務も多数ある。事務の再配分を含めた役割分担の見直し、適正な財源移譲を含む権限移譲や人的移譲、広域連携の強化及び市町村自らが自己完結能力を高めることにより、**地方振興局は段階的にその機能を縮小すべきものと考えている。**

第2回岩手県分権推進会議議事の論点

本県における分権推進のための課題解決の方向性について

- ・ 二重行政、三重行政並びに過度の関与の検証について
県の検証結果については市町村に公開し、その是正の方向性等について、市町村と協議願いたい。

各行政分野における市町村と県の役割分担等の考え方

- ・ 県本庁と地方振興局の役割分担について
県の役割は、「広域事務」「連絡調整事務」「補完事務」とされており、その具体的内容は、今後の各検討部会で鋭意検討され明らかにされるものと考えているが、併せて、県本庁と地方振興局との役割分担についても、その基本的考え方等について示し、論議していただきたい。

国への提言（分権推進の障害となっている国の関与等）

第一期地方分権改革において、国と地方は上下・主従から対等・協力の関係となったが、未だ国等による関与、義務付け・枠付けが多く存置されるなど未完のまま終わった。

第二期地方分権改革においては、3年間という限られた期間に地方分権一括法の国会への提出を含む、真の地方分権型社会を構築するために、次の事項を重要課題とすることを提言する。

- 1 補完性・近接性の原理に基づく国・都道府県・市町村の役割分担の明確化と、これに基づく事務事業の再配分
- 2 国等による関与、義務付け・枠付け等の廃止・縮小と二重行政の解消等
- 3 税源移譲の推進、地方交付税制度の改革、国庫補助負担金等の廃止・縮小

特に、国の関与等による支障事例は多数あるが、ここでは、次の3点の具体的事例を挙げ、速やかに是正するよう提言する。

- ・ 市町村の予算、条例の制定改廃についての知事への報告
地方自治法の規定により、予算及び条例を制定又は改廃したときは、都道府県知事にこれを報告しなければならないとされているが、どのように活用されているのか不明であり、事務の簡素化及び効率化の観点から廃止するべきである。
- ・ 地域支援事業の規制緩和
地域支援事業の創設により、在宅福祉事業補助金が廃止され、補助金事業から交付金事業となったが、使用項目の制限が多く、地域の実情に合わせた事業展開が難しいものとなっている。これらの規制緩和を行うことにより、地域の特性にあった事業展開が可能となり、介護予防事業の量及び質を向上させることができるのと同時に、効率的な運営を行うことができる。
- ・ 地域密着型サービスの規制緩和
介護保険法の改正により創設された地域密着型サービスは、市町村が事業者の指定・指導の権限を持ち、事業の推進にあたっては空き店舗などを活用して進めることができるものとなっているが、交付金を活用して整備を促進する場合、建物の賃貸借ができないことや建設資金借入などへの制限が厳しいことから、規制を緩和し、民間事業者が参入しやすい環境を整えれば、地域のニーズに的確にこたえていくことができるようになる。